

朝来市災害情報システム構築業務 仕様書



令和7年7月

朝来市危機管理部防災安全課

I 基本事項

1 業務名

朝来市災害情報システム構築業務委託

2 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

災害時等において、全庁的な情報収集および情報伝達を迅速かつ正確に行い、市民への情報提供を円滑に行えるようにするため、情報の把握・管理・伝達機能を備えたシステムを構築し、災害対応の効率化を図ることを目的とする。

4 業務概要

朝来市災害情報システム（以下「本システム」という。）のサービス提供及びそれに伴うシステムの環境構築、設定業務及び本システムの運用である。本業務の範囲は本仕様書に定める通りとする。なお、本仕様書に明記していない事柄であっても、本システムのサービス提供（機能要件や運用保守等）を実現するうえで必要となるもの、業務遂行上で必要となるものについても業務の範囲とし、サービス提供事業者が対応することとする。

5 システム概要

（1）災害情報システム

被害情報や避難所情報等の情報や対応進捗等を収集・一元管理し、各情報は各対策班（市職員）にリアルタイムに情報共有されることで、災害対策本部における意思決定を支援するシステムである。また、各情報は地図上での登録及び管理（GIS 管理）が可能で、被害状況等が見える化することで、被害全体の状況把握を支援する。なお、求める機能は以下となる。

No	基本機能	概 要
1	災害情報管理機能	被害情報や避難所情報等を地図上で登録及び管理し、通行止め・停電場所等については作図してレイヤでの管理を行う。登録した情報は、地図上で被害種別や対応状況に応じてアイコンや色で視覚的に識別でき、必要な情報を選択して表示することが可能である。
2	被害情報管理機能	被害情報を被害場所（地図情報含む）や被害種別等で登録及び管理し、被害に対する対応指示及び報告・進捗管理等を行う。
3	避難所管理機能	各避難所の避難者情報、開設状況等を報告・管理を行う。
4	避難情報発令判断支援機能	各種情報を収集し、避難情報発令の意思決定について支援を行う。
5	職員参集管理機能	災害時の所属単位で参集状況の管理を行う。

No	基本機能	概 要
6	モバイル機能	スマートフォンやタブレット端末等を使用して、災害現場や避難所等から各種機能に関する報告及び閲覧等を行う。
7	報告書作成機能	被害情報や避難所情報等の各種情報の件数等について、集計して纏めて報告書等の様式として出力を行う。
8	帳票出力機能	機能画面ごとに最低 1 種類以上の帳票印刷が可能である。
9	データ入出力機能	CSV、Excel等によりデータの入出力を行う。また、Shapeファイルの入力が可能である。
10	ファイル管理	マニュアルや各種計画等のファイルについて、システム上に保存して、必要に応じて市職員が閲覧を行う。
11	ユーザー管理機能	本システムを利用するユーザーを登録・管理を行う。
12	マスタ管理機能	本システムを運用するうえで必要なマスタの管理を行う。

(2) 防災ポータルサイト

平時及び災害時に市民向けの災害専用ホームページとなるもので、様々な情報（被害状況や避難等に関する市からの重要な情報、気象情報等）を集約して配信及び掲載することで、市民の情報収集の効率化を支援し、市民が自ら生命を守る行動（＝自助）に繋げるシステムである。なお、求める機能は以下となる。

No	基本機能	概 要
1	被害状況・重要情報の配信	災害情報システムと連動して通行止め等の被害状況を配信し、その他の市からの重要情報の配信も行う。
2	情報の地図化	通行止め情報や避難所情報等について地図情報も含めてわかりやすく提供する。また、避難所へのルート案内が可能な仕組みとする。
3	配信情報の集約管理	L アラート等で配信された情報は、防災ポータルサイトに表示可能な仕組みとする。
4	リンク集の公開	災害時に備えるべき情報や関係機関のサイト URL を掲載する。

6 システム利用場所

(1) 災害情報システム

朝来市役所（本庁舎および各支所）、災害拠点、災害現場等のインターネット環境がある場所

(2) 防災ポータルサイト

市民の自宅、外出先等のインターネット環境がある場所

7 システム利用者数

システムの ID アカウント数は 600（グループアカウント含む）とする。なお、想定される以上の ID アカウント数が必要となった場合には、市と協議の上、委託料の範囲内で対応すること。

8 動作・稼働検証

サービス提供にあたり、本番稼働に備え、十分な稼働テストを実施し、発見された不具合等は、本番稼働時まで改修を完了していること。

9 操作研修の実施

運用開始に際して、運用管理者及び一般操作者向けにシステムの説明及び操作研修を 1 日以上実施すること。

10 スケジュール

本市が想定しているスケジュールは、次のとおり。

日 程		内 容
令和 7 年	8 月 26 日（火）以降	契約締結、本システム構築開始
令和 8 年	1 月上旬	本システム構築完了、試行運用開始
	2 月下旬	職員研修
	3 月 31 日（火）	最終調整、業務完了

・本番稼働開始日：令和 8 年 4 月 1 日

※本番稼働前に試用運用期間を設け、テスト及び訓練並びに実災害における本番環境での利用準備を行うものとするため、基本的な機能については令和 8 年 1 月上旬までにシステム利用環境を提供すること。なお、その間のシステム利用料は本業務に含むものとする。

11 成果品

（１）問い合わせ窓口情報に関する通知書

（２）運用管理者用操作マニュアル

紙ベース：正本 1 部、副本 2 部

電子媒体（CD-ROM または DVD）：1 部

（３）利用者用操作マニュアル

紙ベース：正本 1 部、副本 2 部

電子媒体（CD-ROM または DVD）：1 部

（４）システム設定に係るドキュメント類

（５）その他発注者が指示する書類

12 その他留意事項

（１）本業務により知り得た情報は、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。

（２）受託者は、受注業務の全部または主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ発注者に承諾を得たときはこの限りでない。

（３）法改正等により、カスタマイズが必要になった場合の費用は無償とする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と協議して定める。

II システム要件

1 前提条件

- (1) 日本国内のデータセンター内に構築したシステムを提供するクラウドサービスであること。なお、データセンターは本市と同時に被災しないよう県外の遠隔地に所在すること。（詳細なデータセンターの要件は「3 非機能要件（1）」に記載する）。
- (2) 構築期間短縮のため、自治体向けで導入実績のあるパッケージソフトを提供すること。
- (3) 本システムを構成する各システムについては、それぞれ独立した別システムとして構築及び管理して問題ないこととし、各システムに必要なアカウントはそれぞれのシステムでユーザー登録及び管理を行うこと。
- (4) 本システム稼働に必要な各種マスタデータの初期登録を行うこと。なお、登録に必要な情報は、本市より提供する。
- (5) 視認性が高く、直感的に操作できるシステム構成であること。
- (6) ISO/IEC(JIS Q)27001 認証を取得していること。
- (7) 災害情報システムの導入実績として、実稼働実績のある自治体での導入経験を有し、かつ元請（再委託ではない）事業者として自治体と直接契約を行っていること。
- (8) 受託者はサービスの運用管理を目的とする場合を除き、本市の情報資産へのアクセスや利用を行わないこと。
- (9) システムの管理画面には、本市庁内ネットワーク及び民間の一般無線通信回線（LTE 回線）からインターネット回線に接続し、サービス利用可能であること。また、パソコン及びスマートデバイスから使用する場合の動作環境は以下のとおりとし、今後の OS やブラウザのバージョンアップにも市と協議の上、委託料の範囲内で対応すること。なお、市民が閲覧する防災ポータルサイトについては、広く一般に使われている Web ブラウザから閲覧可能とすること。

種別	OS	ブラウザ	備考
パソコン	Windows 10 以降	Google chrome、 Microsoft Edge	ハードウェア：主記憶容量 2048MB 以上／ディスプレイ1366×768以上
スマート デバイス	iOS13 以降	各標準ブラウザ	使用時において概ね過去3年以内に 発売された機種（OS のアップデートが 適用されたものに限る）
	Android8.0 以降		

- (10) システムの基本的なバージョンアップについては、追加費用なく無償で行われること。

2 機能要件

本システムの機能要件は以下となる。各システムに関する共通の要件と、システムの個々の要件（別紙2「機能要件一覧」）とがある。

(1) 共通要件

- ① 災害時に使用するシステムであるため、慣れない市職員でもマニュアルレスで迷わず・容易に操作できること。
- ② スマートフォンやタブレット等の携帯端末に最適化した閲覧・登録画面があること。
- ③ システムにログインする際（管理ユーザー及び一般ユーザー）は、ID 及びパスワード認証を必要とすること。ただし、防災ポータルサイトについては、システム管理画面（管理ユーザー）のみとし、市民はインターネット環境から認証不要で閲覧ができること。
- ④ 1 つの ID アカウントにおいて、システムに同時ログイン及び操作ができること。
- ⑤ PC 及びモバイル端末（スマートフォン／タブレット）等に、プラグイン技術や特別なクライアントソフトウェアをインストールすることなくシステムを利用できること。
- ⑥ 基本的な情報は、Excel もしくは CSV ファイルにて一覧で出力できること。

(2) 各システム個別要件

【別紙 2】機能要件一覧に記載するもののうち、要求レベルが「必須」の項目については必ず実現すること。（代替可）

(3) 外部連携要件

災害時における効率的な情報の収集と提供を目的に、別紙 2「機能要件一覧」に記載する機能の連携を実現すること。

3 非機能要件

本システムの非機能要件は以下となる。

(1) データセンター

- ① 日本国内のデータセンターであり、耐震、制振、免震設計などの構造であること。
- ② 防火壁構造や高感度煙検知システムなど、防火・消火設備装置により火災被害の拡大を最小限に防止する設備を備えていること。
- ③ 24 時間 365 日体制で監視し、システム停止等の障害発生時には即座に故障対応可能な体制が整備されていること。
- ④ 無停電電源装置及び最低 48 時間連続給電可能な非常用発電装置を設置するとともに、電力会社から 2 系統受電を受けていること。
- ⑤ 避雷対策を講じていること。
- ⑥ 生体認証や IC カードによる保安システムとともに、有人による建物全体及びサーバールームの入退室管理がされていること。また、ローターゲートなどを採用し共連れ入室防止対策を講じられていること。
- ⑦ 監視カメラによる 24 時間体制の監視及び入退室記録などにより、個人を特定する保安システムとともに有人監視等により機密保持対策がとられていること。
- ⑧ 十分な帯域（10Gbps 程度）をもつ高速回線を 2 本以上備えていること。
- ⑨ サーバの正常な動作に必要な空調システムを設置していること。

(2) 可用性

- ① サービス提供は、計画的停止及び非常停止を除く 24 時間 365 日とし、稼働率は年間 99.5%とすること。なお、サービス停止を伴う作業を行う場合は、事前に本市へ通知を行うこと。
- ② 復旧に必要なデータについて、定期的なオンラインバックアップを取得し、データ保全を行うこと。なお、取得頻度は受託業者の対応可能範囲とする。
- ③ 障害時にはバックアップデータから、データ復旧が可能なこと。なお、復旧作業は受託業者にて行うこと。

(3) 性能・拡張性

- ① システムへのアクセスが集中した場合においても、レスポンス性能が低下することなく安定して使用可能なサービスであること。
- ② 利用者数が拡大した場合においても、十分な容量・レスポンスを確保すること。

(4) セキュリティ

- ① ファイアウォール等により外部からの攻撃によるシステムダウンやレスポンス低下への対策を図ること。
- ② サーバ・クライアント間の通信を暗号化し、情報漏洩対策を実施すること。
- ③ 取り扱う情報の機密性に応じ、適切な暗号アルゴリズム（電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト）を用いた暗号化処理を行うこと。
- ④ システムの脆弱性、通信経路上の盗聴、人的ミス、内部犯行等に起因する情報漏えい、データ改ざん・破壊、なりすまし、他のコンピュータへの攻撃等への対策を図ること。
- ⑤ ウィルス対策及び情報保護等のためセキュリティソフトを導入し、最新の更新プログラムを維持すること。
- ⑥ システムログとして、ID 毎のログイン情報を 3 年以上保管すること。
- ⑦ 本市からの要求時に、上記システムログ等の取得・開示または、潜在的な不正使用の有無を識別する報告を提供できること。
- ⑧ 情報セキュリティ対策について、最新の情勢を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。

(5) システム運用・保守要件

① システム運用

- ア システムが正常に稼働していることを監視して、障害発生や応答速度の低下等の事態を常に把握すること。
- イ システムのバージョンアップ版がリリースされた場合には、その提供及び適用を行うこと。なお、適用にあたっては、本市に対し、必要事項（改修内容、運用スケジュール等）について主体的に説明を行うこと。
- ウ セキュリティに関する重大な修正を含むパッチ等は、業務への影響を抑えつつ、できるだけ速やかに適用すること。

② システム保守（平時対応）

- ア システムサポート窓口を用意し、本市の災害時のシステム運用方法や体制等の事情を把握している担当者を2名以上設けること。
 - イ 平時のサポート受付は年末年始を除く平日9時から17時までとする。
- ③ システム保守（障害対応）
- ア 24時間365日、障害発生時の電話による連絡受付窓口を設けること。
 - イ 緊急を要する障害の場合、原則として、問い合わせから1時間以内に本市へ一次回答を行い、早期の復旧を図ること。
- ④ その他
- ア 年に1回程度、防災ポータルサイトのサイト閲覧数を集計して報告すること。
 - イ 年に1回程度、多くのユーザー情報の追加・変更・削除等が必要な場合において、必要に応じて代行して作業を行うこと。
 - ウ 本市からの要請に応じて、本市役所本庁舎会議室等で職員向けの操作研修を年1回程度は実施すること。研修にかかる費用は運用保守に含めるものとする。

以 上